

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日 長崎県立長崎北陽台高等学校

1 基本的な考え方

本校は、よりよい人生を創造するとともに、長崎県をはじめ世界の持続的な成長・発展に貢献するために必要な資質・能力である、「知力」「徳力」「体力」をバランスよく身につけた生徒の育成を目指している。

その実現に向け、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、教職員が生徒・保護者とともに、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進するために、本基本方針を策定し計画的な取組を推進する。

2 目的

長崎県いじめ防止基本方針に基づき、校内の指導体制を確立し家庭・地域との連携を強化することにより、いじめを生まない生き生きとした学校づくりを実現し、もって本校が目指す生徒の育成に資する。

※いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめとは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。」

※例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）へ情報提供することは必要となる。

○具体的ないじめの態様（例）

- 1) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2) 仲間はずし、集団による無視をされる
- 3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
- 5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 6) パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど

3 いじめ対策委員会

（1）全体委員会

①目的

本方針に定める、いじめの「防止」「早期発見」「措置」等の取組の計画及び実践を検証し、次年度の計画等の改善を図る。

②構成員

校長、教頭、生徒支援部主任、生徒指導主事、カウンセラー、教務主任、当該学年主任及び関係学級担任、養護教諭、（学校評議員1名）、（PTA代表1名） ※（ ）内は外部委員

※必要に応じて、SC、SSW等

③年間計画

年間1回（2月もしくは3月）以上開催する。また、必要に応じて校長が召集する。

(2) 校内委員会

①目的

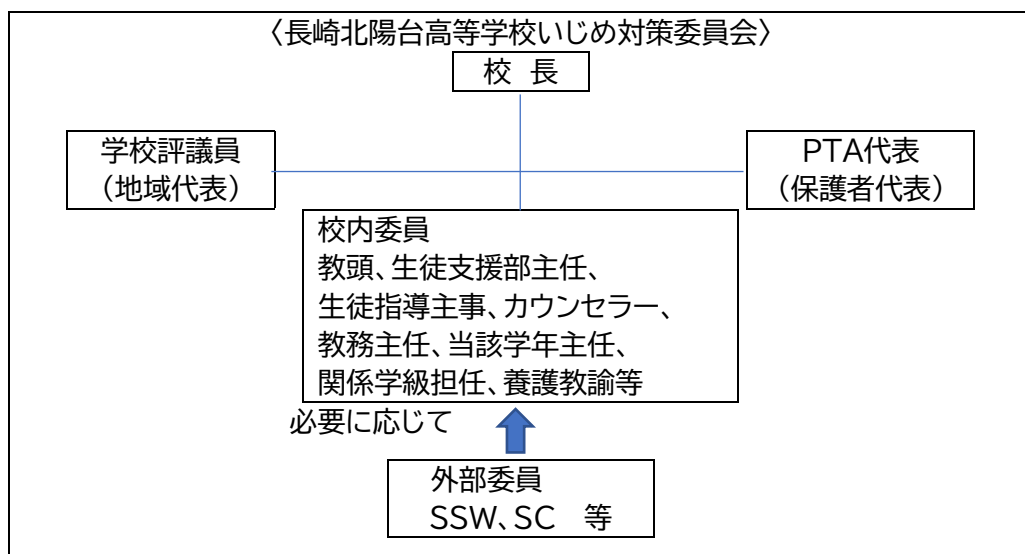
本方針に定める、いじめの「防止」「早期発見（特に、アンケートの分析等）」について具体的に検討し、実践する。また、いじめ事案発生時（いじめの疑いも含む）の「事実確認」「措置」等を迅速に行うための中核的な役割を担う。

②構成員

校長、教頭、生徒支援部主任、生徒指導主事、カウンセラー、教務主任、当該学年主任及び関係学級担任、養護教諭等 ※必要に応じて、SC、SSW等

③年間計画

年間3回（5・9・1月）以上開催する。また、いじめに関する案件が発生した場合は、随時、迅速に対応する。



4 PTAや保護者との連携

いじめには周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」と、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」もいる。この「観衆」と「傍観者」も含め、保護者や教職員全体でいじめを絶対に許さないという雰囲気をつくることが重要である。

- (1) 家庭内における子供の観察ならびに学校との情報交換を密に行う。
- (2) 悩みを親へ相談できる家庭の雰囲気づくりに努める。
- (3) 子供の様子が「おかしいな」と思ったら、家庭だけで悩まず、学校へすぐに相談できる雰囲気や体制を構築する。
- (4) PTA総会や学年PTA等において、いじめ問題についての情報交換を行う。

5 関係機関との連携

- (1) 警察等の関連機関による命の教育や情報メディア・モラル教育などを推進し、生徒の豊かな心と規範意識を育むとともにトラブル回避や危険回避能力等を身に付けさせる。
- (2) 専門家（SC・SSW等）による講話などを設定し、保護者に対して家庭教育の支援を行う。
- (3) 学校と関連機関等とは、情報を共有した上で助言・支援を依頼するなどのネットワークを構築する。
- (4) 深刻ないじめ等が発生するなど緊急時には、保護者の理解を求めつつ、事例によっては対応を関連機関等に委ねる場合もあることを視野に入れる。

6 いじめの未然防止

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した組織的な指導体制を確立する。

- (1) 学年会、生徒支援部会、職員会議、教育相談委員会等で生徒一人ひとりの情報交換や共通理解を図り、生徒の個に応じた指導法を定期的に検討・検証する。
- (2) 教職員の意識の向上
 - ・いじめは絶対に許さないという姿勢
 - ・人権学習の充実
 - ・定期的な校内研修
- (3) 生徒の自己肯定感の育成
 - ・生徒と教職員および生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人ひとりに居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。
- (4) 生徒の自己指導力の育成
 - ・生徒総会等の機会を活用し、いじめ根絶に関する標語の作成やいじめ根絶宣言等を表明するなど、生徒自らの「規範意識」や「思いやりの心」を醸成する。
 - ・総合的な探究の時間や特別活動の時間を活用し、協動的な学びや地域とのふれあいを通して、感性を豊かにする体験活動に積極的に取り組む。
- (5) 学校として特に配慮が必要な生徒
 - ・学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、生徒に対する適切な指導・支援を組織的に行う。

7 いじめの早期発見

教職員が生徒たちの小さな変化や危険信号を見逃さず、生徒たちに関する情報交換を日常的に行う。あわせて、アンケート及び各種面談を定期的に配置することで、いじめを早期に発見し対応する体制をより一層強める。

- (1) 具体的な取組
 - ① 日常的な取組
 - ・生徒観察（出欠確認（表情等の確認）、学級日誌でのやりとり、保護者との連携）
 - ・教育相談（学級担任等によって適宜相談、保健室・カウンセラー室での相談等）
 - ・教職員間の情報共有（各学年会、生徒指導部会、月間報告）
 - ② 計画的な取組
 - ・各種面談の設定（二者及び三者面談・必要に応じて家庭訪問の実施）
 - ・定期的なアンケート（年間3回）
 - ・データの記録、管理（Hyper-QU、個別の教育支援計画、個別の指導計画、引継ぎシート、教務・保健・SC・SSW日誌、出席統計等）
- (2) 年間計画
 - ・4～5月 第1回悩み・いじめアンケート、二者面談
 - ・5月 保護者対象のスクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカー講話（PTA総会）
 - ・6月 生徒支援講話（ネットコミュニケーション）
 - ・7月 三者面談（生徒・保護者・担任面談）
 - ・9月 第2回悩み・いじめアンケート（必要に応じて面談）

- ・1月 第3回悩み・いじめアンケート(必要に応じて面談)
- ・3月 二者面談

8 いじめに対する措置

いじめの発見・通報(いじめの疑いがあるものも含む)を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行う。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導し、事態の解決を図る。これらの対応について、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者からいじめの相談があった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめと疑われる行為があった場合には、被害生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する。

(2) 組織的な対応

- ・発見・通報を受けた教職員が一人で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。
- ・報告を受けた「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、組織的に対応する。
- ・必要に応じて、県教育庁児童生徒支援課に報告(第一報)を行い助言等を求める。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けた生徒からの事実関係の聴取後は、学校全体で当該生徒の心配や不安を取り除き、安心して学校生活を送ることができるよう寄り添いながら支援する。
- ・保護者へは確実な情報を迅速に伝え、今後の対応についての情報を共有する。

(4) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒からの事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、当該生徒にいじめは決して許されないという毅然とした姿勢で指導する(教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える)。
- ・保護者へは、確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。

(5) いじめの事実調査

- ・アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聴き取り対象者等の絞り込みを行う。

(6) 集団への働きかけ

- ・はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) いじめ解消の要件

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめが「解消している」2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
- ・進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し、情報を確実に引き継ぐ。

(8) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必

要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(9) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した場合は、「長崎県いじめ防止基本方針」に定める「重大事態への対処」に従い、適切に対応する。【別紙参照】

(10) 記録の保存

- ・調査等により把握した情報の記録は、長崎県文書管理規則等に基づき適切に保存する。
- ・保存期間は、原則3年間とするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、5 年間保存する。

重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び2号」より）

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める
とき（生命心身財産重大事態）
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると
認めるとき（不登校重大事態）

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」より

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた
段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

※重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが
多い。したがって、「疑い」が生じてもお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エス
カレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも
想定されるため、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

※被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因
で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学
校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生した
ものとして報告・調査にあたる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報であ
る可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告（いじめ防止対策推進法第30条）

- ・重大事態を認知した場合、直ちに県教育委員会を通して県知事に発生報告を行い、その後、文部科学省に
報告する。

③ 調査を行う組織

- ・県教育委員会から必要な指導、人員措置等の支援を仰ぎながら、学校いじめ対策委員会または県教育委員
会が設置した調査機関（いじめ等学校問題対策チーム）において調査を行う。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・いつ、誰からおこなわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのよう
な問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り客観的・網羅的に明
確にする。

(2) 調査結果の報告及び提供

- ・調査結果の報告は、速やかに学校から県教育委員会へ行う。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供を適切に行う。ただし、生徒のプライバシーや関係者の個人
情報保護に十分配慮する。